

平成27年度第1回 福島県子ども・子育て会議 議事録

開催日時：平成27年9月4日（金） 13：30～15：30

開催場所：中町ビル 2階大会議室

出席者：福島県子ども・子育て会議委員（15名）

県出席者 事務局（18名）

1. 開会（13:30）

2. 定足数確認

事務局より、委員数23名に対して、15名の出席があり、定足数（過半数）に達したことを報告した。

3. 新任委員の紹介

事務局より、人事異動等により新しく就任された4名の委員について紹介した。

- ・福島県中学校長会 福地憲司 委員
- ・福島県町村会 岡崎利光 委員
- ・一般社団法人福島県医師会 市川陽子 委員
- ・福島県PTA連合会 梅津司 委員

4. あいさつ

福島県 尾形こども未来局長

5. 議長選出

福島県子ども・子育て会議条例第8条第2項の規定により、鈴木典夫会長が議長となった。

6. 議事録署名人選出

議事録署名人について、議長の指名により、古渡一秀委員、鈴木千賀子委員が選任された。

7. 議事

（1）報告事項

子育て関連事業に係る平成26年度総括と平成27年度事業計画について

事務局（福島県こども・青少年政策課 高荒課長）から【資料1】【資料2】により、説明があった。

その後、各委員等の発言は以下のとおり。

【議長】

それでは、昨年度までの計画の達成状況についてコメントがありました。今年度の夢プランに基づく関連予算ということで、ポイントだけの説明ではありませんけれど、説明以外のところで御指摘だったり確認事項であったり、昨年度、今年度、切り分けはいたしませんので、お気づきの点の御発言をお願いいたします。

【公募委員 邊見委員】

資料1の大きな2番の「親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり」の受診率がDの評価だったということで、理由が「避難した住民の受信状況を十分確認できないため」ということですが、これの対策はどのように考えてらっしゃるのかなということ。それから、4番の「子育てと社会参加の両立のための環境づくり」ということで、「育児休業取得率」がD評価だったということですが、まずは県庁の職員の皆さんはどのような状況なのかなということをお聞きしたくて、まずそこが実施していかないと多分民間に広まっていかないのかなと思いました。

【議長】

それでは、2点ですね。1歳半、3歳児検診の件と育児休業者の状況。

【福島県子育て支援課 伊藤課長】

子育て支援課長の伊藤でございます。受診率の部分について私の方から申し上げたいと思います。避難先での不定期な受診というものについては法令で定められておりますので、受診されているということだと思います。ただ、避難先から避難元、具体的に言うと相双の方の地域へ「受診されてます」という報告がどうもなされていない状況でございます。ですので、もう一度避難地域の方で受診率の回答の悪い調査の状況を確認して、避難先の方に県として報告していただけるよう声掛けをしたいと考えております。いずれにしても避難元の回答状況について確認したいと考えております。

【議長】

それでは育児休業制度について、県庁自らで。

【福島県こども・青少年政策課 高荒課長】

今、県庁内の女性と男性の育休取得率については数字は持ち合わせておりませんが、女性はほぼ取っているはずでございます。男性は2%ぐらい取っているかとは思いますが、1.4%そのくらいだったと思います。ただ、例えば女性みたいに1年とか3年とかいう長い期間ではなくて、ひと月だったり2週間だったりそれぞれの状況に合わせて取っている。私の知っている限り1年の育休

を取ってらっしゃる方もいらっしゃいますので、民間よりは取組は進んでいるかと思えます。

実はイクボス宣言を知事が行いまして、我々もこれから子どもの生まれる男性に対して働き掛けていくわけですけれども、せっかくだからさんきゅうパパプロジェクトではないですけれども、子どもさんが産まれた時に休暇を取得してはどうかというようなことを働き掛けて、男性の育児休暇の、休業の取得率を直接的な働き掛けで増加させてまいりたいと考えております。

【議長】

よろしいでしょうか。関連ですけれども、育休に関しては企業等々、県庁も行動計画を持っているということで、企業についても次世代育成推進行動計画をお持ちになっているという形で義務化しているわけですが、その点でそういう育児休業制度の取得ということの企業努力を企業に生かしていく意味で向上させましょうという風に各種やっていると思うのですけれども、そこが反映されていないと数値としては上がってこないという風に単純に読み取ると、実際そういう企業としての取組の傾向がどのような推移があったか御存知か、あるいは労働基準の方の皆さんから、いわゆる次世代育成推進行動計画をどういう風に把握してらっしゃるのかと、こういうことでもいいかと思えます。

【福島県雇用労政課 高島主幹】

雇用労政課の高島と申します、よろしく申し上げます。今回、夢プランの推進の結果等に対しましては、労働力調査を毎年行っておりまして、その中で回答いただいた企業のものを取りまとめたという部分の数値になっておりまして、実際に計画を作っているところだけを取りまとめたわけではなかったものです。

【議長】

福島県は、次世代育成推進行動計画の策定率が非常に高い県の一つと承知しております。冒頭の私の挨拶でも、形があって内実を伴うように本当にしていきたいというひとつの地表にもなるのかなという風に振り返ったのですが、実際企業の方のプロジェクト等はあるかと思うのですけれども、その辺を後押しをすると、こういう風な結果が反映されるのではないかなということで。

【福島県雇用労政課 高島主幹】

福島県の方でも、次世代育成の支援企業の認証の制度を持っておりまして、その中でワークライフバランスとか、子育てということを後押しして女性が働きやすい職場ということで、取組をきちんとしている企業、いい取組をしている企業、それに関しまして毎年三社を選んで表彰するといった事業をしております。その中で表彰だけではなくて企業の実際取組で良いものを取りまとめ

た冊子を作成し、配布しておりますので、そういった啓発をしながら、労働局でも行っておりますが、男性の育児休業の習得の増加、進展といった意味で、男性の方が取得した場合には助成金を出すという事業も今年度から進めています。

【議長】

ありがとうございました。うちも、同僚の男性教員が近いうち育休取ります。その他に如何でしょうか、國井委員。

【福島県保育協議会 國井委員】

資料2の4の中の「子どもにやさしい環境づくり」、私どもの保育所等で「ふくしまっ子自然体験」というのをさせていただいて、子どもたちを連れ出していろんな体験させていただいて、大変ありがたいと思っています。県内でも屋内遊技場についてはだいぶ設置が進みまして、運動面それから運動率を上げるという意味でもいろんな遊具を作った中で体力向上とか、運動能力向上という意味では非常に良いのかなと思っています。ただ、実際に子どもが自然の中で直接土や水や木や、そういうものに触れて育つ部分というのは、まだまだ先生も保護者方も抵抗感もありますし、思ったように出来ない部分があったり、それぞれの園の中では中々できないことを、なんとか公園という所で体験できないのか。確かにふくしまっ子のようにバスを仕立てて出かけてやることはできるのですけれども、やはり多くの時間をかけてそこまで行ってやるとなると、一日の効率の悪さとか、繰り返し繰り返しやった中で育つ部分というのが、この中に欠けていると思うのです。それで、除染の方もだいぶ街中も進んできましたし、街中の公園の中に、今どちらかというと言葉型の公園が非常に多いのですけれども、遊具などはあまりなくて自然に触れ合えるような公園の整備をどんどん進めていただいて、我々のような施設側だけではなくて、一般の家庭で子育てをしている保護者の方も安心して自然体験ができるような公園の整備をこれからどんどん進めていかなければいけないのかなと、そのことを感じています。話を聞くと何カ所か公園の設置について自然体験型の公園にするのか、遊具型の公園にするのか話をしているようです。是非県として、遠くの良い場所ではなくて、街中の小さくてもいいから自然体験できるような場所の設置を進めていただきたいと思います。自然体験で今の子どもをそういう所に出しても、ほとんど遊べないんですよ。どこから遊んだらいいのか分からないという子どもが非常に多いので、そういう子どもたちを遊びの体験をさせてくれるようなプレイリーダーの養成等も是非行っていただきたいと思います。何とかこの計画の中に取り入れていただきたいと思いますと思うのですが、その辺りについて今のところの状況のお話しをお聞きしたいと思います。

【福島県こども・青少年政策課 高荒課長】

震災以降、原発事故の問題もあって屋内遊び場の整備も積極的に進めておりましたが、屋外遊び場についても必要だということで昨年度・今年度も屋外遊び場を、冒険遊び場と言っていますけれども、そういう遊び場の整備につきましても進めているところでございます。今年度も6か所か7か所で県の委託事業として実施していますけれども、この近くですと飯坂サポーターズクラブさんがその川などを利用して、本当に自然の中でのびのびと遊べるような事業を行ってらっしゃいますし、プレイリーダーの養成につきましても猪苗代の方で実績のある団体さんをお願いしまして、指導者養成という講座も今年度実施をしているところです。屋外の遊びにつきましても、本当に乳幼児期の体験は重要だと思っておりますので、引き続き力を入れてまいりたいと考えております。

【議長】

加えて、身近な公園でやる、都市公園整備という中で安心して遊べる屋外環境の整備ということが課題ではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。現実はそのような観点になると思うのですが。

【福島県こども・青少年政策課 高荒課長】

都市公園につきましても、いろいろな考え方で整備されているかとは思いますが。我々としてはそういった相談が上がってくれば、子どものためにどういうものがいいかということをお話しして、より有効に活用できるような公園内容のアドバイスをさせていただきたいと思っております。

【議長】

是非、提案という形で、これはこども未来局として出せる協議という形になるのではなかろうかと思っておりますけれども、おそらく敷地内での制度をどうするかという観点と、遊具を揃えても遊具そのものが自然に触れられるような遊具を活用するであったりとか、その方法論というのはこちらから提案できるのではないかなと思っております。去年の例で言えば、砂場の砂一つだって葛西先生あたりの助言があれば、そういったことだって可能になる変化かもしれません。

【福島県子ども未来局 小川次長】

補足させていただきます。一昨年、保育元気アップ緊急支援事業ということで、身近な所で自然体験等をしていただくための助成事業をさせていただいたのですが、その時に遊びの環境もこういった形ですといいですよというパンフレットをこども環境学会さんと共に作りまして、皆さんにも配布してPRしているところでございます。そして、今年、遊び力の向上のプログラムを

作りまして、その中でもこういった形で遊びの環境を作ってあげればいいのかというようなアドバイス集もまとめました。私どもといたしましてはプレイリーダーの養成なども行っていきます。それと同時にこの前も研修会議で保育士さん方に集まっていたきまして、遊び力のプログラムの紹介もさせていただいておりますので、県としても遊びの環境づくり方等については、ご相談いただければPRもできますし、また今後とも積極的にそういったアドバイスもさせていただきたいと思っております。

【議長】

はい。國井委員、どうぞ続きを。

【福島県保育協議会 國井委員】

もう一つ要望ですけれども、是非子どもが遊ぶ環境の中にあまり制限のない環境を作っていただきたい、できれば、木登りができないとか、その辺穴を掘ってはいけないとか。子どもは結局そういうところからいろいろ学んでいくものだと思うんですね。ですから、あまり一般的な娯楽として「あれやっちゃいけない、これやっちゃいけない」というものを、公園の整備の中に入れてしまうと、むしろかえって我々保育士がついて行って「それやっちゃだめ、これやっちゃだめ」と結局遊びを制限することになるので、できれば安全性はついてくる人間がやるべきことであって、やる内容についてはできればあまり制限のない公園の整備をお願いしたいと思えます。

【議長】

ありがとうございます。山田委員どうぞ。

【福島県学童クラブ連絡協議会 山田委員】

ふくしまっ子自然体験について、長期休暇中に校外活動ということで大変ありがたい支援だと思っています。今年度は活動内容が厳しく制限されているということで、使い勝手が悪いということで、学童クラブでは使わない学童が今年、結構、話として聞いております。あまり制限されてしまうと、せっかくの良い自然体験事業が使われなくなってしまうのではないかってことで、どういう理由から厳しくなってきたのか、制限されたのかお伺いしたいと思います。

【福島県社会教育課 安齋社会教育主事】

社会教育課でございます。昨年度までは2度使えたところを、今年度からは各団体様1度となった経緯がございます。本当の自然体験を子どもたちにさせたいという意味から、ある程度精査をいたしまして補助を出している形にしております。予算減のところも若干ございますが、ますます子どもたちが自然体験が充実できるように、より良いものにしていきたいと思っておりますので、御指摘

の方、本当に参考になります。ありがとうございます。

【福島県子ども未来局 尾形局長】

絞ったと言うか、自然体験に特化したということです。今では、例えば工芸、例えば若松に行って焼き物をやってみたりとか、そういった部分まで助成を出していました。それを自然体験とか交流活動とかそういったものに絞ろうと。で、回数は予算の関係もあるので、今まで2回だったものを1回にしたという形で予算の枠組みを作ったということです。一番使いづらいということで上がってきている具体的な御意見をお聞かせいただければ、担当課に繋いで検討の材料にできると思います。具体的にはどういったことでしょうか。

【議長】

山田委員、この際ですからどうぞ。

【福島県学童クラブ連絡協議会 山田委員】

自然体験なので、当然、天気に影響されますよね。そうすると予定としては外で自然体験をさせようと思ったんだけど、雨のために室内でということにもなるわけですが、そうすると室内遊びについては助成が出なくなるという話も聞いたんですが、外の場合はいろいろ影響すると思うので、天候によって。そのあたりはどうなのかなと。

【福島県子ども未来局 尾形局長】

具体的に個々の事業によって違うと思いますが、一般的に考えれば、自然体験で外で何かやりたいっていう計画で実施して、当日の天気で変更せざるを得なかったということであれば、当初の計画に基づいて経費は助成できると思うんですけど。なお、そういう話があったということで、一旦引き取らせていただいて、関係課に聞いてみまして後で御連絡します。

【福島県私立幼稚園連合会 安齊委員】

使いにくいその一つの中で、前は、郡山市の中で非常に線量が高いと、それで郡山市以外に、線量の低い会津の方とか、もっと低い所を目指してといいましょうか、そして自然の中で体験活動をのびのびと線量を気にしないで行うというようなプログラムはOKだったと思うのです。今日に至っては、例えば郡山市ですと石筵牧場とか、近隣に、郡山市内にお子さんが自然の中で遊べる場所があるのですが、今、使いにくい一つの中に市内ではダメだと、郡山市内のどこかではダメで、例えば須賀川とか、本宮とか、ちょっと出ないといけないというような、縛りがあるのですね。これは、線量が高かったときには非常に有効だったと思うのですが、今線量が少し低くなって、時間をかけて遠くに行き、バスに乗っている時間が多く、現地で遊ぶ時間がほんのわずかでというよ

うなプログラムは組まなくても良いように思います。身近に、これだけのお金を投入しているのであれば、もうちょっと違う方法があるのではないかと思います。もう一つは、幼稚園のお子さんとか保育園のお子さんの生活を調査をした、菊池信太郎先生とおっしゃる先生がいらして、その報告によりますと、幼稚園の中とか保育園の中で動いている歩数は非常に大きいんですが、家庭に帰ってからはほとんど遊ぶ時間が無いとか、そこで歩いている歩数が極端に低いということがあると。これは何が原因かと言いますと、まだ周りに自由に飛び出して行って自分の体を使って動く、動きまわるといふ、そういう環境が足りない。素晴らしい公園があるけれども、遊具型公園で中々体を動かしてボールを蹴ってという、危ないとかそういう規制があり、難しかった時代もありました。しかし、いろんな意味で体力が落ちているとか、学校教育の中で全国の平均から見ると、いろんなものが落ちているという原因の中のだと思います。幼児期にもう少し体を動かすとか、小学校低学年で家の中に籠らなくて外に魅力を感じて出ていくという、これは子ども遊び場ということで、そちらで御研究なさっていると思うんですが、市町村レベルまで持ち込んでいくことはできないか、それはどうかと思うんですけど。

【議長】

改めまして、ふくしまっ子自然体験の要望。

【福島県社会教育課 安齋社会教育主事】

御意見ありがとうございます。自然体験がきちんと入っておれば、同じ市内の中でも良いような枠を設けるので、十分使っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【福島県私立幼稚園連合会 安齋委員】

旅行代理店にお願いした時に、何かもうダメですよと言われましたけれど。今年石筵牧場に行こうと思いましたがダメで、須賀川の岩瀬牧場に行っていました、私の認識不足だったのかもしれない。

【議長】

あるいはですね、そういう部分って、そうじゃないかってなるとそういう認識で広まってしまうというのがあると思うんですね。旅行会社の方に御相談されたということであれば、旅行会社の認識がずれていたのかもしれない。確かに有効活用できるということ言えば、まだ年度内で、これは夏に限ったものではありませんので、そういった部分は、そういうお声がありましたということは個別の要望として解決していただきたいなと思います。学童クラブもそうだと思うんですね。今回いわゆる見学旅行のようなものはダメではないかと、実は旅行の先で一生懸命遊ばせるというプログラムもあるけれども、バスに乗

ってどこかに行って、お弁当を食べてそこで帰ってくるというのは、もしかして自然体験に入らないんじゃないだろうか。それで、山形だったり栃木だったり遠方のさらに遠方と言いますか、遠足のようなものはダメなんじゃないかといった認識が少し底辺にあったのかもしれませんが。うちの方にも、それで学生さん手を貸してくださいっていうケースは激減しているんですね。私たちはいつでもお手伝いしますよって学生が声をかけるんですけど、去年の3分の1くらいしかお声掛けがないので、屋外活動、もう学生の手はいらないのかなと認識もあるんです。観光旅行的なものだけど事実上自然体験がそこにプログラムとして入っていれば、ということで可能性を少し言ってみたりとか。ふくしまっ子自然体験って4年目でしたか。こういう事例で「活用されてます。」ということをお知らせいただいても、さらに良いのかなと思います。

【福島県子ども未来局 尾形局長】

ただ、ふくしまっ子の場合は、毎年制度を若干変更しているという部分もあって、実際、間に入ってくさっている旅行代理店の方と、制度管理者の私どもの方の意思疎通がスムーズに行っていないところがあるのかもしれませんが、今いただきました御意見を、担当課も来ておりますので、再度確認をして、せっかくの制度でござますので、皆様方に使っていただけるように内容を整備したいと思います。

【福島県認定子ども園協会 古渡委員】

2点ほどなのですけれど。うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）を説明いただいて、特にこれから必要なのだろうと思いつつ、「子育てと社会参加の両立のための環境づくり」ということで、次世代育成支援計画で目標が480社に対して実績が462社というお話なのですが、子どもを預かっている我々から見ると、もし本当に子育てと社会参加の両立というのであれば、例えば、インフルエンザとかおたふくとか水疱瘡とかいうものは必ず起きるじゃないですか。その時にお父さんかお母さんがちゃんと休んでほしいなと思うんですね。もちろん育児休業とかは出ていると思いますが、もしかすると、若い親さんたちには本当はそこを是非、経営プランでしっかりやらないと、子育ての社会参加の両立ってならないような気がするんですよ。逆に子ども出生における労働政策という観点で、例えば次世代の企業さんたち、たぶん保育率を考える時があったりとか、実際子どもが育つプロセスの中で必ずその問題が起きるわけじゃないですか。すると例えばお父さんが休めないからお母さんに全部お願いとなったり、現場の方は出席停止日数がありますので、出席されると蔓延するという現象が起きるわけです。やはり社会全体で子ども子育てを、企業さんたちも力を貸していただけるのであれば、今お話ししたような観点も入っていくことが、ものすごく大事なんじゃないかなと思ったのです。

先程の遊び場の件で関連もあったのですが、3.11 後、確かに県の施策で屋

内施設とか一生懸命やってもらってすごいなと思っているのですけれど、やはり身近な所っていう話が必ず出てくるんですよね。国の子ども子育て支援会議で、認定こども園法を作っている時に、今まで園庭という言葉は使ってなかったのです、認定こども園の中に。園庭って何という大きな課題がありまして、ただ単に遊具があるとかそういう世界ではなく、子どもが自然体験ができたり、いろんな仕組みを作りながら体験できるものを園庭といいます。法律上、今回、園庭とした以上は、県がこれから認定こども園とか、これから作られる新しい施設に対しては、小学校や中学校のような校庭ではなくて、しっかりとした園庭にするという指導をしながら、且つ、そこに地域の子育て支援機能が色々あるわけですから、それをマッチングさせていくと。時間はかかるかもしれませんが、何億円もかける必要は無く、実は身近にいっぱいできていくと思うんです。そういうことも必要性があるんじゃないかと思っています。次世代の中にどうして入らないのかなということと、今の制度政策で改善して良い方向に持っていくための仕組みとして、予算をたくさん使わずともできる可能性は、そちらの方が大きいと思うんです。そこいろんな意味で地域全体のバランスを取りながらやって行った方が財政支出も抑えられるんじゃないかと思います。

【議長】

先程も私も公園の話を出しましたが、古渡委員からは、保育園の園庭そのものが、そういう場所であったり、環境になりうるということです。いくつか候補が出ている感じがします。邊見委員、どうぞ。

【公募委員 邊見委員】

先程から身近な環境ということで出ているのですが、私も身近な環境で子どもたちが安心して集まる場所が増えればいいと思います。それには土壤汚染についての公表をもう少し丁寧にしていただきたいと思います。飯坂サポーターズクラブさんでは、土壤汚染、自分たちのフィールドの染度を、土壤汚染をベクレル数できちんと公表してらっしゃるので、そういうことが必要なのだと思います。空間線量はだんだん下がっているんですけど、実際に子どもたちの手に触れたり、草を摘んだり、時にはそれを口に含んだりするわけですから、土壤汚染がどのような数字になっているのかは、非常にお母さんたちが気にするところだと思っています。それから、園庭という話があったんですけど、子ども環境学会にも入ってらっしゃる「野育の会」というのがありまして、そちらでは園庭や自然の中での遊びを研修していて、非常に素晴らしい事例を見ることができますので、ホームページなどで検索していただいて、園庭づくりの参考になるのかなと思っています。私達も社会教育団体としてふくしまっ子を去年と今年、2回使わせていただいて、春には事例報告をさせていただきました。その中で自主避難者が対象にならないという話をしましたら、今年度からなるということで、少しずついい方向にも制度が改正されつつある

のかなと思っています。ただ6泊7日というのはハードルが高くて、もう少し日数を減らして宿泊数が減らせれば、もう少しいろんな団体さんも参入できるのかなと思っています。

【議長】

ありがとうございました。それでは、まだ色々あるかと思います。私も先程の冒険あそび場のプレイリーダー云々という部分では、結構学生もそういった所に参加したいと言うのです。野外インストラクターだったり、プレイリーダーの研修に行きたいという学生は決して少なくないのです。県内にも11大学ありますので、学生リーダーの育成にも手間をかけて頂ければと思いますので、検討いただければと思います。

【NPO 法人しらかわ市民活動支援会 樋口委員】

資料1の5番の「子どもの健やかな成長のための環境づくり」の最後のところ、参考数値ということですが、気になったのでお伺いしたいと思います。「いじめの認知件数」という所と「児童虐待相談受付数」というのが、計画前の数値と比べて実績値がかなり上がっているのです、これに対して「適切に対応する」ということでの説明だけだったので、原因等も含めて、震災後3年4年と経っているので見えないところで影響等があるのかなということで、お伺いしたいと思います。

【福島県児童家庭課 渡辺課長】

児童家庭課でございます。児童虐待の関係について御説明申し上げたいと思います。実績値399件でございます。前年度は300件で、件数で99件増になったということでございますけれど、これは国の方で児童虐待の統計を取る際に、1人の児童が児童虐待で通報を受けた時に兄弟がいますと、兄弟の人数分も心理的虐待ということでカウントされる統計になったものですから、数が全国的に増えているという状況でございます。ちなみに以前のような統計の取り方をしますと、平成25年度から1年間では18件の増で留まっているという状況でございます。これにつきましては「適切に対応する」ということですが、1件でも2件でも減らして、0になるように、児童相談所を中心に今後とも取り組んでいきたいと思っていますので、御理解をいただきたいと思ます。

【福島県義務教育課 福地主任指導主事】

いじめの認知件数については、いじめの数にしますと、全国的に見ても福島県は少ない認知件数ですが、少ないから良いというものでもなくて、きめ細かく子どもたちを良く見て、いじめがあった場合には、認知した時にはしっかり対応しないといけないということで進めております。やはり子どもたちを学校

の現場できめ細かに観察してきちんと対応していくという方針で考えております。

【議長】

もちろん目標としてはこれが0になるという、0ベースの目標ということで、今後としては全ての目標というキーになるかと思えます。

（2）協議事項 子どもの貧困対策について

事務局（福島県こども・青少年政策課 高荒課長）から、【資料3-1】
【資料3-2】【資料3-3】【資料3-4】により説明があった。

【議長】

この議題に関連して、今回、古渡委員から資料を提供していただいております。本日、お手元にお配りをさせていただきましたので、この議題に関連して古渡委員から少し資料の説明を受けたいと思えます。

【福島県認定こども園協会 古渡委員】

古渡です。先日県からこの資料をいただいた時にちょっと首を傾げたのです、正直言います。なぜ首を傾げたのかというと、本当に貧困の子どもたちを出さない仕組みをどうするのが抜けているというのが、大きなテーマかなと思ったのです。今回の資料はこども園協会の内部資料なので、ホームページとか色んな所から引っ張って作られています。子どもの貧困とこれからの問題を整理するのに、果たして就学前教育の本当の仕組みを行うことが正解なのか、起きてしまったことへの対策を行うことが正解なのか、たぶん両方だとは思ってはいるのです。

まず、このペリー就学前計画というのは、文科省報で出しているものです。これは簡単に言えば就学前の子どもたちを、何もしない子どもたちと、しっかり幼児教育等々を行った子どもたちのグループに分けて実験したものです。当初は、就学後は差がなかった。ところが40年経った後にもう一度比較してみるとかなりの差が生まれていた、というのがペリーさんの実験です。もう一枚の方は Heckman と行ってノーベル賞の経済学者ですが、この方は人的資本投資率っていうのをかなり昔からやっております、就学前にしっかりとした方向性で人的投資やいろんな投資をかけていくことで、貧困対策とか、また就学というか、中学生、高校生以降のいろんな諸問題、犯罪とか色んなものを実は解決できるというものです。これは完全に一つの前提として、今かなり動いている話で、ヨーロッパは本当にこういう考え方をしているのですけども、そう考えた時に、もちろん国の施策が学校関係を主体とする政策が主体で、だから貧困の小学生とか、中学生とか、高校生の就労をどうするのというのが一つの流れなのです。その以前の問題としてきちんと県として、こういう貧困かもし

れないけれど、しっかりとした子どもたちの生活の習慣、スムーズな小学校・中学校・高校と行けるような波を作るのであれば、もう妊娠の時からしっかりと対策を取っていかないと、結果的に公費の支出ばかりが多くて、根本解決ができないのではないかと思ったものですから、この2つの資料を出させてもらいました。ですので、要はこの大綱を見たときに、根本となる貧困家庭の本当の実態を見ていった上で考えていくと、もちろん学校に上がって給食費が払えないとか、小学生あたりから旅行に行けないとかがあるのですが、実際にはその前、子どもが能力的にも一番大事な時期に人的投資をかけてあげる方が、効果が高いということをお話しました。今回いろんな夢プランの中で就学前の子どもの能力をきちんと把握したうえで、計画を実施していただいた方が、5年後、10年後、20年後というプロセスの中では改善していく方法があるのではないかと思います。

【議長】

ありがとうございました。就学前対策が後々の、10年後、20年後、30年後ということでの、効果ってというのは就学前計画が示しているということで、これを元に仕組みがどうなるのかという御意見でもありますので、古渡委員からの資料という形でも、会として取り組みをしたいと思えます。

それでは、子どもの貧困対策ということで、福島県としてはこちらの会議で計画策定を今年度のタスクに加えて、いろいろな意見を出していきたいということです。今日は大枠の話であり、具体的な素案は次回ということになりますけど、構成や計画立案としての枠組みを、そもそもこれについてはこういう観点が非常に大事であるとか、こういう部分は計画としてやっぱりすべきではないとか、こういう形で御意見をいただけたらと思えますので、皆さんの方からお願いします。

【福島県保育協議会 國井委員】

最近いろんな会合で情報交換をしていく中で聞かれるのが、保護者の貧困で、貧困と虐待って言うのは表裏だと思うのですが、かなり関連性があるって、子どもたちが言うのですが、朝食をしてくれないから始まって、お風呂に入っていないとか、衣服が汚れている、そういう子どもが朝、登園してくる。その子に対して食事を与えたり、着替えをさせたり、沐浴させて着替えをさせて、帰るときにまた元の洋服を着せて帰すのだと、そんな話もずいぶん聞くわけです。そこまでは施設としてはできるのですが、それ以上に、保護者への支援も本来は保育園でこれからは、保育所保育指針にも謳われていて、やらないといけない事になっているわけですが、中々、踏み込めない。拒否されてしまえば、それ以上は踏み込めないことがあって、実際困っている施設がいっぱいあります。ただ問題としてそれは、非常にだんだん多くなって、いろんな会議でこういう話を振ると、あちらこちらから本当に聞こえてくるのです。今、古渡先生

が言われたように、鉄は熱いうちに叩けではないですけど、子どもが生まれた時点からいろいろな支援が本来はあって、もっともっと就学前のところでそういうことができるスタンスと言いますか、私達、保育の場から言うと保育士は仕事一杯で大変な時代で、保育士が集まらないという時代で、これ以上仕事を増やすことがいいのかとは思いますが、やはりそういう専門的な事もやっていかないと駄目なのかなとも感じています。明らかに何かしないといけないのかなど。私達の所属する全保協という組織の中でも、プラットフォームということで、保育園がいろんな施設との連携を取りながら子育て支援をするという取組をやっていきますので、福島県の中では学校を中心ということではなくて、もうちょっと下に置いた段階でも取り組んでいけばということを感じました。

【議長】

他にいかがでしょうか。確かに大綱は学校をプラットフォームとして考えるということで、先行している県の計画は大体そういった所で策定しているようです。こういう形で私達の見解としてそれが非常に重要ということであれば、学校であり、保育所であり、幼稚園でありという形をプラットフォームにすると、段階だってもちろん打ち出せるわけですので、そういった方向性は検討したいと思います。具体的な議論は更にあると思うのですけれども。

【桜の聖母短期大学生生活科学科 西内委員】

桜の聖母の西内です。今、古渡先生の資料を拝見して、この資料が出てきたときに、ここが一番落ちているなど思っている部分を気づかせていただけたなと思います。ですから、大綱、基本的方針の6の「生活の支援では」っていうところに、何ゆえ就学前というか幼児教育についても、まだプラットフォームにならないのかなってというのは正直、福島県の方が進んでいるぞと、国に言いたい位の施策を打ち出していると思っておりますので、是非、私たちの会から何か提案をしていけたらいいなと思います。もう一つは夢プランの方がすごく良いなと思うのは、次代の親の育成のところをしっかりと取り組んでいて、先程、國井委員がおっしゃった様に、貧困は連鎖するということで、ひとり親世帯の年齢というか、第1子を出産した時の年齢を統計で出していくと分かると思いますが、若年層世代の貧困が非常に進んでいるということで、実は子どもを持つ前からの教育、次代親の育成というのは非常に重要だということを福島県は、もう20年以上前から家庭教育推進協議会の中でもずっと取り組ませていただいております。先程の達成状況の資料に戻ってしまうのですけれども、残念なのがせっかく作った「性に関する指導の手引き」が幼稚園と高等学校で活用されていないというのは何故なんだろうかと不思議なのです。義務課は言われると素直にやりますが、やらなくていい幼稚園と高等学校はやってないのかなど。ただ私の実感としては、いろんな園やいろんな高等学校に呼ばれて使いながら講義をさせていただいてお

りますので、実態は、もうちょっとすり合わせると活用していただいていると期待を持っております。親が親になる大切な幼児期と、間もなく親になる高等教育機関の時期にこの手引きを使いながら、次代の親の育成を県がもう少し力を入れて、ここへの対策も何かお考えがあったら、貧困の問題と絡めて切り口が見えないとおっしゃいますけど、夢プランのすべてにこの貧困の問題というのは染み渡っているような気がして仕方がないので、そこから絞り出して貧困の切り口で見るとこう見えるんですよって、御提言がいただければ良いなと思いました。

【議長】

古渡委員の資料も含めて、県としての見解、決定見解は求めませんから、一緒に議論をするという立場で何か。

【福島県子ども・青少年政策課 高荒課長】

実は私自身にも抜け落ちていた視点でございまして、学校をプラットフォームにすると書いているのですが、幼稚園、保育所の段階からというのは大変ありがたい御指摘でございまして。小さいお子さんのためのいろいろな施策というのが、いろんな形で展開しておりますけれども、そこに貧困という焦点を当てた時に何ができるのかというのを、これから、実際に白紙で今検討を始めたところでございまして。こういう御意見を参考に、しっかり受け止めて検討したいと考えております。まずそういったことからもっと意見を頂ければと思いますので、よろしくお願ひします。

【議長】

はい、その他にどうでしょうか。佐藤委員。

【福島県市長会 佐藤委員】

福島市の佐藤でございまして。子どもの貧困の話をする時に、私の頭に浮かぶのは、子どもを持つ家庭の貧困だろうというのが基本的にあって、皆さんも同様の御意見をお持ちの方が多いと思いますが、家庭内の収入で計算をする可処分所得という形になりますので、あくまで親の収入の貧困だという視点が、今の考え方にあまり出てないという印象を持っています。今お示しいただいた事業等については、当然福祉分野で考えていかななくてはならない、福祉分野としてやっていかないといけない事業だと思っはいるのですが、先程申し上げたことから考えますと、経済界の方の取組が必ず必要になってくるものだと思います。ニート、派遣労働関係から始まった方が親世代になっているという現状がある、その収入が少ないということが一番大きな問題になるのかなと思っはいます。これらの福祉分野だけでは手に負えない事業、かなり取り組んでいかないといけない事業だと思っはまして、各分野との協力

体制を作っていく取組はどういう風にしていくか、すぐにできるとは私も思っていないので、呼び掛けを取り入れていく必要があると思っております。子どもも自治体ですから、厚生労働省があって、県も福祉分野でやるという風になると、子どもの課だけで他のところは知らん振りという傾向があるのは、残念ながら否めないところがあるものですから、各課協力できるような呼び掛けをしていただければ、大変ありがたいなと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

【議長】

ありがとうございます。子どもの貧困対策に関する法律では、この問題については連携して行うということが目的の中に明記されています。それは厚生労働省だけではなくて、各省、福祉だけではなく、法律の世界であったり、労働の世界であったり、あるいは青少年教育云々と、そういった所の公民合わせての連携をして、内閣府が行っていくのが子どもの貧困対策ですと法の中にも述べられています。やり始めという、1年目、2年目ですので、市町村レベルでこういう意識付けをやっていく作業も必要だと思います。具体的にいろいろな制度や事業をしていただきたき、佐藤委員のお話しで、孤立化してやっていると、この問題に関しては、もちろん福祉はそうなんですけれども、各課の意見をもう一回意識して、子どもの貧困に焦点を当ててやって行きましょうと。これだつて震災を受けた状況の中で生活環境も変わる、家庭環境も変わる中で負の連鎖だとは言ひますけれど、連鎖の起点になつちやいけないのだからあるわけですから、連携というのも市町村でも各レベルに落としていきましようという啓発を是非、取り入れていくべきでないかと思ひます。

この法律は高校生たちが官邸に乗り込んで主張して、作った立法だと言ひされていますが、彼らの主張は、もちろん連鎖という今ある部分と、私たちの次に続く世代の正当な生活という、不平等、不公平なものを無くしていってくださいうのが、訴えだつたのですね。私たちが就職をする、私たちが子育てをする。私たちよりもっと若い世代に不当な不公平さが起こらないようにしてくださいうのが彼らの主張だつたので、そこに立ち返ると子どもの視点を大事にするっていうことが、きちんと意識を委員会の中でもすべきことだと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他、もう一人くらい。時間の経過で申し訳ないですけども、特に無ければ。

この件については、先程スケジュールが示されたとおひ、議論をする機会が今年度があります。今日、委員の貴重なご意見としてこの会議としてはですね、大綱に拠らず県としての視点を示す可能性は十分ここで検討すべきであると、むしろそういうところに依つた福島県としての英知と見識で打ち出してもいいものでなかつたら、そうゆうニュアンスも会議の中にあつたんじゃないかなと思ひますので、局あげて、次回の検討をお願ひしたいと思ひます。局だけで

なく教育委員会もあげて、県庁内でもしっかりと広げていただきたいと思います。

(3) その他

【議長】

その他ということで、お願いしたいと思います。安齋委員どうぞ。

【福島県私立幼稚園連合会 安齋委員】

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートいたしました。まだスタートしたばかりなので、今の状況では何が困っているとかいったことはわからないと思うのですが、幼稚園の先生から出た話の中でひとつ。郡山市で2号認定を受けていた人が須賀川市に移動したと。その時に1号認定にしてくださいと言われたらしいのですね。私も自分の幼稚園が認定こども園でないので、正確なことではなくて大変恐縮なのですが、なんでそうなのかなって。郡山市で2号認定を受けていた人が須賀川市に行ったときに2号認定ではなくて1号認定でこの施設に受け入れて貰ってくださいって言うような、その、市町村間で、じゃあ須賀川市はどうなるんですかと言いましたら、須賀川市のお子さんは2号認定で郡山市に行っても2号でちゃんと認めると。この認めるとか認めないとかその責は市町村らしいので、これらの調整というのは、今後、県の段階で調整が図られるのか、どういうふうになっているのか、お尋ねしたいと思います。

【議長】

はい、いかがでしょうか。

【福島県子育て支援課 伊藤課長】

私どもの方で調整というのはありません。なぜ1号なのか2号なのかということも初めてお聞きしたので、郡山市さんが何故そういう風にしたのか、直接聞いてみないと、私どもの方では、わかりかねます。

【福島県私立幼稚園連合会 安齋委員】

調整というのは、今みたいな市町村間でばらばらな方法ですよ、施策の中身が。それについては県としては調整をしないということですか。

【福島県こども未来局 小川次長】

子ども・子育て支援新制度が動きはじめまして、1号認定、2号認定、3号認定とする認定の基準というのは、基本的に国の政省令が出されていて、それに基づいて市町村が条例なりを規定して作っていくわけです。基本的な考え方で市町村がばらばらになるってことは、本来はありえないと思います。今、御

指摘の件については具体的な条件がどうだったのか、私どもの方でも確認してみないとこの場で明確にはお答えできません。察するに2号認定だった人が須賀川市に行って1号認定にしてくれませんかと須賀川市さんでおっしゃられたということは、3歳以上で保育所を利用する方が2号認定で、1号認定だと幼稚園ですので、須賀川市さんからすると、自分のところで保育のサービスの供給が十分できない可能性があり、ただ1号認定でも幼稚園での預かり保育の中で実質的に保育所と同じようなサービスを提供できるので、もしかすると、1号認定でお願いできませんかという話をしているのかもしれませんが。それについて事情を良く確認させていただいて、我々の方でも対処したいと思います。

【議長】

佐藤委員、どうぞ。

【福島県市長会 佐藤委員】

実態からしますと、みんなが2号というか、保育所や認定こども園に、保育の必要性のある扱いのできる施設さんに通えればいいのですが、特に市部については待機児童が発生しているところもあるものですから、キャパ的な問題から他市に行った場合は、すでに継続して利用されている方についてはそのまま継続利用が基本という形になりますが、新規の扱いですと中々受け入れが難しいという現状があります。

【議長】

認定に関しては、県が直接するってことではないということですけども。はい、どうぞ。

【福島県私立幼稚園連合会 安齊委員】

今は具体的な例が出たので、そうおっしゃられたと思うのですが、これから運用されていきますと、個別に市町村ごとによって考えが違うとか、また今のような条件が認定に合わないとか、いろいろ出てくると思いますので。これらの調整は基本的には県はしないということですか。

【福島県こども未来局 小川次長】

基本的な考え方をお示しはできると思います。先程申し上げました通り新制度を動かすにあたり基本的な考えや基準は政省令に示されているところがあって、実態として各市町村さんでいろいろご苦労されながら認定行為をされていて、つい最近も話題になりましたが、育児休業を取った時には、待機児童が出ている市だと、優先的に新たに保育所等サービスを提供する側の方に入れますので、申し訳ないけど育児休業を取った方には一旦退園してくださいといった市町村もあって、相当話題になっているところもあるので、現実の利用の中

で各市町村さんで提供できる保育サービス幼稚園のサービスの中で一番いい方法を考えていくということになると思います。我々としても県としての子育て支援計画を作っているわけなので、その進行管理をする中で各市町村さんの実態等についてお聞きをすることにします。基本的にある程度平準化できるところについては、こういったことで取り扱ってはどうかというような助言と言いましょうか、そういったことはできるかと思います。そういった意味での緩やかな調整と言いましょうか、できるだけ県内の各市町村のバランスを取っていくってルールは県としてもやっていきますけど、最終的には各市町村さんの御判断になるところもあるということで、御理解をいただきたいと思います。

【議長】

ありがとうございました。

先程、子どもの貧困の方でスケジュールが説明されたところと同じように、大本の会議に付随して開催されるスケジュールで御承知いただきたいと思います。当初2回というような予定をお伺いしていたのですが、計画策定の検討を入れようということで、今回含めて3回するという、年度内に1回増やすという調整をさせていただいて、皆さん方にもそういう形で御了解いただければ。子どもの貧困に対する計画の素案についてパブリックコメント後の時期にフィクスして、本体としての新生子ども夢プランの進行管理等々についての御予定ということで承りたいと思います。また、皆さんの方から御意見があるということであれば、是非事務局の方までお願いさせていただいて、議題としての議事進行は終了にさせていただきたいと思います。

8. 閉会 (15:30)